

第41回北海道PCB処理事業監視円卓会議

平成29年度PCB関係事業の概要 (立入検査・掘り起こし等について)

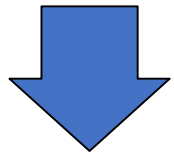
平成29年6月5日

北海道環境生活部循環型社会推進課

期限内の処理完了に向けたステップと法改正

次の各項目を全て満たす必要 ⇒ H28法改正で行政権限強化

① 掘り起こし調査の完了



→ 報告徴収・立入検査権限の強化（第24条・第25条）

② PCB使用製品の廃棄完了



→ 高濃度PCB使用製品の廃棄の義務付け（第18条）

③ 全ての高濃度PCB廃棄物について

⇒ PCB廃棄物の届出完了

⇒ JESCOへの処分委託

⇒ 速やかに当該PCB廃棄物がJESCOに搬入

⇒ 適正に処理完了

→ 計画的処理完了期限前の高濃度PCB廃棄物の処分の義務付け（第10条）
義務違反者に対する改善命令（第12条）
高濃度PCB廃棄物の処分に係る代執行（第13条）

● 北海道PCB廃棄物処理計画策定の方針

- ・ 新たに拡充された権限等を有効に活用
- ・ 排出者責任のもと期限内の确实かつ適正な処理を徹底

北海道PCB廃棄物処理計画の主な変更内容

● 処分期間の設定

改正PCB特別措置法等を踏まえ、処分期間を設定

廃PCB・変圧器・コンデンサー：平成34年3月末日まで
安定器及び汚染物等：平成35年3月末日まで

● 未届出PCB廃棄物等の把握の徹底

アンケート調査や報告徴収等により徹底した掘り起こし調査を実施

● 立入検査等による指導の強化

排出者責任のもとでの早期処理を徹底

● 関係機関との連携強化

各種会議等の場を活用し、早期処理の促進に向けた関係者等との連携強化、情報共有、普及啓発を実施

● 低濃度PCB廃棄物・使用製品の実態把握

所有事業者等に対し、分析費用の補助等を行い、実態把握を進める。

● 地方自治体が保有するPCB廃棄物等の率先処理等

実態把握とその状況を公表（道有施設公表後、市町村を対象に実施）

平成29年度PCB対策関係予算

新規： 循環資源利用促進税適正運用対策事業
(PCB廃棄物等把握及び早期処理推進事業)

● 調査事業(17,231千円)

- ・ 変圧器等の掘り起こし調査委託費、現地調査旅費

● PCB分析費用補助事業(5,010千円)

- ・ 補助対象(予定)： 電気機器絶縁油中のPCB濃度分析費用

PCB調査に係る人員措置状況(2名増員)

● 総合振興局環境生活課に担当職員を配置

- ・ PCB保管事業者等への立入検査体制強化のため担当職員を配置
(胆振・オホーツクに各1名)

「掘り起こし調査」の必要性

● 「掘り起こし調査とは」

- ・ 未把握のPCB廃棄物及びPCB使用製品を網羅的に把握する調査

● 背景

- ・ 処分期間が決まっていること(H33年度末(変圧器等)・H34年度末(安定器等))
- ・ 事業終了期限は厳守(室蘭市の施設受入の条件)。再延長は不可能

● 現状

- ・ PCB使用機器の把握は法に定められた都道府県の義務
- ・ 全事業所にPCB使用機器の所有の可能性。広範な調査が必要
- ・ 調査には時間を要する(先行事例では5年を要している)

● 調査方法

- ・ アンケート、電話、現地確認により実施(環境省がマニュアルを作成)
- ・ 環境省が作成した掘り起こし対象事業所リスト(電気事業法の届出等)を活用

掘り起こし調査業務の概要 (括弧内の数字は想定件数)

H25環境省モデル調査
(24,512)

H27届出
(3,103)

H28環境省リスト
(25,515)

突合・精査

業務対象リストの整理
(約26,000~28,000)

○目標回収率

$$1 - \frac{(約1,500 \sim 2,000)}{(9,697 \pm \alpha)} \times 100 > 80\%$$

①国・地方公共団体等
(約5,000~6,000)

①~④以外
(9,697 ± α)

アンケート調査

(約5,000
~6,000)

回答

催促
(2回)

回答

④未達事業所
(2,262 ± α)

未達事業所の
調査

(約1,500~2,000)

回答

未達
(建物不存在等)

未回答

事業所リスト化

③H27届出事業所

②H25回答事業所
(12,553 ± α)

事業所リスト化

(H30)保有事業所への現地確認

事業所リスト化

(H30~)地図・登記等の情報により確認

(H30)文書指導⇒報告徴収

(業務対象外)
別途把握済み

再点検・早期処理
・分析補助の周知

計画における地方公共団体の優先処理

● 都道府県及び政令市の取組

【基本計画 第4章第1節第2項】

都道府県市は、管内の地方公共団体が管理する施設等について、

- ・ 保管・所有実態を調査し、その結果を毎年度公表
- ・ 早期に確実に処分委託・廃棄を終える等の対策を実施
- ・ 当該実施状況を毎年度公表する

【道処理計画 第3部第1章第7項】

道は、自ら保有する高濃度PCB廃棄物等について

- ・ 保管・所有実態を確実に調査し、その状況を定期的に公表する
- ・ 率先して処分委託・廃棄に努めること
- ・ 道内市町村に対しても同様に確実な把握を求め、道の状況と合わせて公表

● H28年に発生したPCB漏洩事故の対応

過去に「点検済み」としている施設でも

- × 一部の安定器のみを確認するサンプリング調査
- × 書類だけの確認

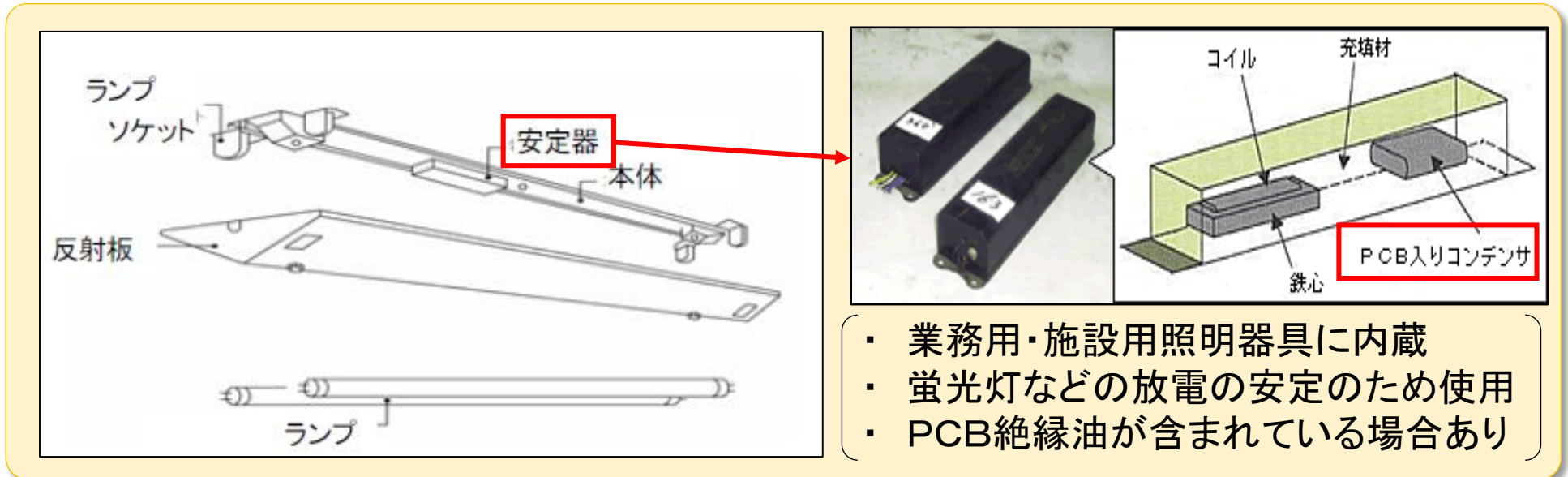
原則として
「全数」・「直接」
確認が必要

安定器へのPCB使用部位

- 安定器が使われている照明器具(白熱電球・LEDは不使用)



- PCBはどこにあるか(安定器の中のコンデンサー部分)



- ・ 業務用・施設用照明器具に内蔵
- ・ 蛍光灯などの放電の安定のため使用
- ・ PCB絶縁油が含まれている場合あり

道有施設における再点検の状況(安定器)

対象施設

昭和52年3月までに建築・改修された全ての道有施設

道有施設の再点検結果

施設区分	再点検実施状況			進捗率(%)	点検結果 (使用中PCB安定器)	
	対象施設	完了済	未完了		施設数	使用台数
供用中	1,684	1,424	260	85	4	17
庁舎・付帯施設	451	344	107	76	3	15
研究施設	7	7	0	100	0	0
公園内施設	26	8	18	31	0	0
道営住宅	141	141	0	100	0	0
職員住宅	599	560	39	93	1	2
学校施設	445	352	93	79	0	0
職員研修施設	15	12	3	80	0	0
閉鎖	92	11	81	12	1	1
合計	1,776	1,435	341	81	5	18

今後の予定

- ・ 調査結果の公表(5月・道循環型社会推進課ホームページで公表済み)
- ・ 道内市町村に対する再点検の実施状況の報告を依頼(6月)
- ・ フォローアップ調査実施(以降、定期的に調査及び公表を実施)